

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和7年3月11日(火)

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第8号～第18号審査】

日程第2 議案第8号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第9号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第4 議案第10号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

日程第5 議案第11号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 3

日程第6 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 4

日程第7 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5

日程第8 議案第14号 葛巻町課設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第9 議案第15号 非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6

日程第10 議案第16号 葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日程第11 議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 7

日程第12 議案第18号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 8

令和7年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和7年2月27日（木）					
再開年月日	令和7年3月7日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年3月11日（火） 開議10時00分 散会10時26分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	3 番	藤岡 徹		7 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

財政需要額について、今どのぐらいになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員を指名します。本日の会議録署名委員は、委員長から、藤岡徹委員及び高宮一明委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑をお願いします。

初めに、日程第2、議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

10ページお願いしたいと思います。昨日も地方交付税のことについてはお伺いしたところでございますが、今回普通交付税におきまして7,700万ほどの補正が出ているわけでございますが、これの算出根拠となる基準財政収入額と基準

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

総務課長。

総務課長 (松浦利明)

お答え申し上げます。基準財政収入額につきましては7億1,900万ほどになってございます。それから、基準財政需要額につきましては43億3,000万ほどになっておるものでございます。

なお、今回の普通交付税につきましては、国の税収が好調だったことによりまして、それから併せて地方における給与の改定等がございまして、12月に普通交付税の追加交付があつて、その分を追加したものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。普通交付税については、たしか12月が最後の交付だったなと思っていましたので、併せて答えていただきましてありがとうございます。

それから、もう一点お伺いしたいと思います。一番最後のほうのページになりますが、41ページでございますが、予備費に2,400万ほどの補

正額が出ているわけですが、現時点でこのように積立てするというふうなことは、繰越しのような意味も含めての予備費の補正額なのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

予備費につきましては、歳入歳出精査した上で、最終的な形での2,400万の増額ということで予備費に計上したものでございます。委員ご指摘のとおり、このまま執行されなければ、それが繰越財源となるものでございますし、例えば急遽大雪が降ったとか、そういった場合の財源ともなるものでございまして、適正規模で予備費、このくらの額を確保すればいいのかなというあたりで補正したことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑の方。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第8号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第9号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第9号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第10号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第10号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

現行の占用料が幾らになっているのか。それか

ら、今回改正する、増収分になるかと思っておりますけれども、改正による増収影響額はどのくらいあるのかお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

ただいまの質問にお答え申し上げます。現行の占用料につきましては、お手元に条例の中でお示ししているとおりでございます。各電柱の種類だったりとか、あとは電線等々によりまして単価が若干変わっております。そういうことですが、全体としまして大体どのくらい占用料が上がるのかということでございますが、単純に今年度の占用の電柱の本数、あるいは電線等の延長等を勘案した場合には約20万円ほど増加するというふうに見込んでおります。ただ、これにつきましては、全てが更新されるものではございません。各年度によって電柱の本数等々も変わってきますので、一概にそうとはちょっと言い難いところはございますけれども、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。現行の占用料の総額は幾らかと

いうふうなことも知りたかったわけでございまして、20万円追加になるというふうなお話でございます。それはそれにしても、この20万円増収の影響額については新年度予算のほうにも反映された額なのかどうか、もう一点お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

お答え申し上げます。先ほどちょっと私も全体の占用料についてお答えしておりませんでしたけれども、約140万円ということで計算してございました。

ただ、来年度の予算につきましては、実は同額で現在提案させていただいております。といいますのは、先ほどもお話いたしました、20万円今の段階では増になると見込まれますけれども、全てが更新されるとは限りません。そういうことから、現在も今年度と同額での計上をさせていただきながら考えてございました。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑の方。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、

採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第12号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 12 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 13 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正による第 1 条の部分に、建設水道課が地域整備課に変わるというふうなことでございますが、既に地域整備課にはなっているようでございますが、この条例改正に基づく課の設置条例、あるいは漏らしてこのような形で今回なるものとは思っていますが、そのような認識でよろしいのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。本来であれば昨年度のうちに改正しておくべきものでございましたが、改正漏れがあったというところでございます。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

ほかに質疑の方。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 14 号、葛巻町課

設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 14 号、葛巻町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の条例でございますが、放送法による審議会の設置義務がなくなったという認識でよろしいのか確認をいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰)

お答えいたします。放送法に基づく審議会という部分には変わりはありません。ですので、審議会の設置というのは放送法に基づいて定められているものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、今までの放送法というのはどのような関連がございますか。関係はないというふうなことでしたよね。ではなかったですか。じゃ、もう一度確認の意味でお答えしてください。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰）

お答えいたします。ケーブルテレビ等の放送事業者、あるいは民放の放送事業者も含めてそうでございますが、放送法に基づきまして放送している番組内容等を審議する諮問機関を設置するというのが放送法で定められておりますので、その放送法に基づいた審議会ということになっております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 16 号、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

り可決されました。

次に、日程第 11、議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 17 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 18 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

次回の輝くふるさと常任委員会は 14 日金曜日の午前 10 時から再開しますので、本会議場にご参集くださるようお知らせいたします。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

(散会時刻 10時26分)